

習志野市集合住宅照明灯維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、集合住宅を管理する管理組合等が夜間における歩行者の安全の確保と犯罪の防止を図るため、習志野市集合住宅照明灯維持管理費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、習志野市補助金等交付規則(平成20年規則第12号。以下「交付規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集合住宅照明灯 集合住宅の照明施設として管理組合等で所有し及び維持管理している照明灯で、公道および居住者以外の不特定多数の市民の通行の用に供する通路等に設置されたものであり、頭上(地上約4.5m)から照らされており終夜点灯しているものをいう。
ただし、設置場所とし、集合住宅敷地内を管理組合等が居住者および関係者以外通行禁止としていても、実態的に公道への通り抜け通路等と認め、設置されているものであれば、この限りでない。
- (2) 管理組合等 集合住宅照明灯を所有し及び維持管理している住民の団体で、本市に結成の届出をしたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助金交付団体」という。)は、管理組合等とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助金交付団体が、当該年度の4月1日時点で維持管理する集合住宅照明灯に係る修繕費及び電気料金とし、1灯当たり1年度につき3,000円を上限とする。

(申請書等)

第5条 交付申請書及び実績報告書の様式は、交付規則第5条第3項及び第16条第2項の規定により、別記第1号様式及び別記第2号様式によるものとする。

(補助金の交付)

第6条 交付規則第20条第1項の規定により、前金払により補助金を交付することができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

(習志野市防犯灯維持管理費補助金交付要綱の廃止)

2 習志野市防犯灯維持管理費補助金交付要綱(平成20年4月1日)は、廃止する。

別記

第1号様式（第5条）

年 月 日

習志野市長 あて

申請者

住 所 _____

団 体 名 _____

団体代表者名 _____ 印

集合住宅照明灯維持管理費補助金交付申請書

集合住宅照明灯維持管理費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 維 持 管 理 灯 数	灯
3 補助申請額（1年間の維持管理費）	修繕費 円
	電気料金 円

第2号様式（第5条）

年 月 日

習志野市長 あて

補助事業者

住 所 _____

団 体 名 _____

団体代表者名 _____ 印

集合住宅照明灯維持管理費補助事業報告書

年 月 日付け指令 第 号により、集合住宅照明灯維持管理費補助金の交付決定通知を受けた補助事業が完了したので、次のとおり報告します。

1 補 助 年 度	年度
2 維 持 管 理 灯 数	灯
3 決定を受けた補助金の額	円
4 1年間の維持管理費	修繕費 円
	電気料金 円

